

第8号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月27日提出

中間市長 福田 浩



中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表2を次のように改める。

別表2（第2条関係）

標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1 防火管理者資格証交付に関する事務	防火管理者資格証交付（再交付を含む。）	1件 500円
2 少量危険物タンク検査に関する事務	容量1万リットル以下のタンクの水張検査	1基 6,000円
	容量600リットル以下のタンク水圧検査	1基 6,000円
	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンクの水圧検査	1基 1万1,000円
3 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査	5,400円
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円
		イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2,000円
		ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6,000円
		エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7,000円
		オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万2,000円
	2 消防法第11条第1項	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に

前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円
- (2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 2万6,000円
- (3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円
- (4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円
- (5) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円

イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円
- (2) 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円
- (3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円

ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円

エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵

タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
88万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
107万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
120万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
152万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
178万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
407万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
534万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タン

ク貯蔵所 649万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 118万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 141万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 158万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 194万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 226万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 455万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万  
キロリットル以上40万キロリット  
ル未満の浮き屋根式特定屋外タン  
ク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タ  
ンク貯蔵所 582万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万  
キロリットル以上の浮き屋根式特  
定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所 707万円

カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵  
所の設置の許可の申請に係る審査  
次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分  
に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万  
キロリットル未満の屋外タンク貯  
蔵所 593万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万  
キロリットル以上50万キロリット  
ル未満の屋外タンク貯蔵所 747万  
円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万  
キロリットル以上の屋外タンク貯  
蔵所 1,090万円

キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の  
申請に係る審査 2万6,000円

ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の  
申請に係る審査 次に掲げる地下タ  
ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ  
次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の地  
下タンク貯蔵所 2万6,000円

(2) 指定数量の倍数が100を超える  
地下タンク貯蔵所 3万9,000円

ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の  
申請に係る審査 1万3,000円

コ 移動タンク貯蔵所（サに規定する  
移動タンク貯蔵所を除く。）の設置  
の許可の申請に係る審査 2万6,000

		<p>円</p> <p>サ 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円</p> <p>シ 屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 1万3,000円</p>
<p>3 消防法第11条第1項</p> <p>前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</p>		<p>ア 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 5万2,000円</p> <p>イ 屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査 6万6,000円</p> <p>ウ 第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 2万6,000円</p> <p>エ 第2種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査 3万3,000円</p> <p>オ 移送取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点又は終点が2以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下この項から6の項まで及び9の項において同じ。）が15キロメートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。） 2万1,000円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険</p>



		<p>物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7,000円</p> <p>(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2,000円を加えた金額</p> <p>カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 3万9,000円</p> <p>(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 5万2,000円</p> <p>(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 6万6,000円</p> <p>(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 7万7,000円</p> <p>(5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万2,000円</p>
5 消防法第11条第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	2 消防法第11条第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	4の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。））にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規

則」という。)第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び地盤、海上タンク(規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。)に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所にあつてはタンク本体及び定置設備(規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。)(定置設備の地盤を含む。))の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所にあつては、岩盤タンクのタンク本体の変更以外の変更に係る変更の許可の申請に係る審査の場合、危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号。以下この項において「6年政令」という。)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあつては、同項第1号及び第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ同項第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する

		<p>政令（平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。）附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所（以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。）にあつては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあつては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
	<p>3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>4の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>6 消防法第11条第5項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条第3項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務</p>	<p>1 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の設置の許可に係る完成審査</p> <p>2 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>4の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分</p>

		に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の設置の許可に係る完成審査	4の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
	4 消防法第11条第5項の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	5 消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額 イ その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
	6 消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査	4の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額
7	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認に関する事務	消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査 5,400円
8	消防法第11条の2第1項及び危険物の規制に関する政令第8条の2第7項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	1 消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査 ア 水張検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以下のタンク 6,000円 (2) 容量1万リットルを超え100万リットル以下のタンク 1万1,000円 (3) 容量100万リットルを超え200万リットル以下のタンク 1万

5,000円

- (4) 容量200万リットルを超えるタンク 1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

イ 水圧検査 次に掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 容量600リットル以下のタンク 6,000円
- (2) 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万1,000円
- (3) 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5,000円
- (4) 容量2万リットルを超えるタンク 1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 42万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 56万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 73万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万  
キロリットル以上20万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
109万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万  
キロリットル以上30万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
166万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万  
キロリットル以上40万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
190万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万  
キロリットル以上の特定屋外タン  
ク貯蔵所 212万円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外  
タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞ  
れ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000  
キロリットル以上5,000キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
53万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000  
キロリットル以上1万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
68万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万  
キロリットル以上5万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
103万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万  
キロリットル以上10万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
141万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万  
キロリットル以上20万キロリット  
ル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
178万円

		<p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 343万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 419万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 480万円</p> <p>オ 岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 932万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1,260万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,730万円</p>
2	<p>消防法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>ア 水張検査 この項の1のアに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>イ 水圧検査 この項の1のイに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 この項の1のウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>エ 溶接部検査 この項の1のエに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>

		<p>オ 岩盤タンク検査 この項の1のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>9 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務</p>	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 32万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 46万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 75万円</p> <p>(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 102万円</p> <p>(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 130万円</p> <p>(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 315万円</p> <p>(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 387万円</p> <p>(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万</p>



		<p>キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 446万円</p> <p>イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 269万円</p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 323万円</p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 483万円</p> <p>ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 7万円</p> <p>(2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに1万7,000円を加えた金額</p>
--	--	---

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額

とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前			
別表2（第2条関係）				別表2（第2条関係）			
標準事務	手数料を徴収する事務		金額	標準事務	手数料を徴収する事務		金額
1 防火管理者資格証交付に関する事務	防火管理者資格証交付（再交付を含む。）	1件	500円	1 防火管理者資格証交付に関する事務	防火管理者資格証交付（再交付を含む。）	1件	500円
2 少量危険物タンク検査に関する事務	容量1万リットル以下のタンクの水張検査	1基	6,000円	2 少量危険物タンク検査に関する事務	容量1万リットル以下のタンクの水張検査	1基	6,000円
	容量600リットル以下のタンク水圧検査	1基	6,000円		容量600リットル以下のタンク水圧検査	1基	6,000円
	容量600リットルを超え1万リットル以下のタンクの水圧検査	1基	1万1,000円		容量600リットルを超え1万リットル以下のタンクの水圧検査	1基	11,000円
3 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱	消防法第10条第1項ただし書の規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱		5,400円	3 消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書きの規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り	消防法第10条第1項ただし書きの規定に基づく指定数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り		5,400円

物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	う場合の承認の申請に対する審査		物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認に関する事務	扱う場合の承認の申請に対する審査	
4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6,000円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7,000円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万2,000円</p>	4 消防法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	1 消防法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 指定数量の倍数が10以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 3万9千円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 5万2千円</p> <p>ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 6万6千円</p> <p>エ 指定数量の倍数が100を超え200以下の製造所の設置の許可の申請に係る審査 7万7千円</p> <p>オ 指定数量の倍数が200を超える製造所の設置の許可の申請に係る審査 9万2千円</p>
	2 消防法第11条	ア 屋内貯蔵所の設置の許可		2 消防法第11条第1項前段の規	ア 屋内貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲

第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

の申請に係る審査 次に掲げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円

(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 2万6,000円

(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9,000円

(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2,000円

(5) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6,000円

イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に

定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査

げる屋内貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が10以下の屋内貯蔵所 2万円

(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の屋内貯蔵所 2万6千円

(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の屋内貯蔵所 3万9千円

(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の屋内貯蔵所 5万2千円

(5) 指定数量の倍数が200を超える屋内貯蔵所 6万6千円

イ 屋外タンク貯蔵所（特定屋外タンク貯蔵所、準特定屋外タンク貯蔵所及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の

掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円

(2) 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6,000円

(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9,000円

ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 57万円

エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」とい

区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の屋外タンク貯蔵所 2万円

(2) 指定数量の倍数が100を超え1万以下の屋外タンク貯蔵所 2万6千円

(3) 指定数量の倍数が1万を超える屋外タンク貯蔵所 3万9千円

ウ 準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 53万円

エ 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。）、浮き蓋付きの特定

う。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 88万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 107万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満

屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（オにおいて「浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所」という。）及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 83万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 101万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満

の特定屋外タンク貯蔵所  
120万円

(4) 危険物の貯蔵最大数  
量が5万キロリットル以  
上10万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
152万円

(5) 危険物の貯蔵最大数  
量が10万キロリットル以  
上20万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
178万円

(6) 危険物の貯蔵最大数  
量が20万キロリットル以  
上30万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
407万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
534万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以  
上の特定屋外タンク貯蔵

の特定屋外タンク貯蔵所  
112万円

(4) 危険物の貯蔵最大数  
量が5万キロリットル以  
上10万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
142万円

(5) 危険物の貯蔵最大数  
量が10万キロリットル以  
上20万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
166万円

(6) 危険物の貯蔵最大数  
量が20万キロリットル以  
上30万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
388万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
510万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以  
上の特定屋外タンク貯蔵



所 649万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 118万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 141万円

(3) 危険物の貯蔵最大数

所 629万円

オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 113万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 134万円

(3) 危険物の貯蔵最大数

量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
158万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
194万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
226万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
150万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
183万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所  
214万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付

特定屋外タンク貯蔵所  
455万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の浮き屋根式特定屋外タ  
ンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所  
582万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以  
上の浮き屋根式特定屋外  
タンク貯蔵所及び浮き蓋  
付特定屋外タンク貯蔵所  
707万円

カ 岩盤タンクに係る屋外タ  
ンク貯蔵所の設置の許可の  
申請に係る審査 次に掲げ  
る屋外タンク貯蔵所の区分  
に応じ、それぞれ次に定め  
る金額

(1) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル未  
満の屋外タンク貯蔵所  
593万円

特定屋外タンク貯蔵所  
435万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の浮き屋根式特定屋外タ  
ンク貯蔵所及び浮き蓋付  
特定屋外タンク貯蔵所  
557万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以  
上の浮き屋根式特定屋外  
タンク貯蔵所及び浮き蓋  
付特定屋外タンク貯蔵所  
677万円

カ 岩盤タンクに係る屋外タ  
ンク貯蔵所の設置の許可の  
申請に係る審査 次に掲げ  
る屋外タンク貯蔵所の区分  
に応じ、それぞれ次に定め  
る金額

(1) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル未  
満の屋外タンク貯蔵所  
575万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所  
747万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所  
1,090万円

キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査  
2万6,000円

ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6,000円

(2) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9,000円

ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所  
725万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所  
1070万円

キ 屋内タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査  
2万6千円

ク 地下タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査次に掲げる地下タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 指定数量の倍数が100以下の地下タンク貯蔵所 2万6千円

(2) 指定数量の倍数が100を超える地下タンク貯蔵所 3万9千円

ケ 簡易タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査

	<p><u>1万3,000円</u></p> <p>コ <u>移動タンク貯蔵所（サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</u> 2万6,000円</p> <p>サ <u>積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</u> 3万9,000円</p> <p>シ <u>屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</u> 1万3,000円</p>
3 <u>消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>	<p>ア <u>給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</u> 5万2,000円</p> <p>イ <u>屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査</u> 6万6,000円</p> <p>ウ <u>第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査</u></p>

	<p><u>1万3千円</u></p> <p>コ <u>移動タンク貯蔵所（サに規定する移動タンク貯蔵所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</u> 2万6千円</p> <p>サ <u>積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</u> 3万9千円</p> <p>シ <u>屋外貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査</u> 1万3千円</p>
3 <u>消防法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査</u>	<p>ア <u>給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。）の設置の許可の申請に係る審査</u> 5万2千円</p> <p>イ <u>屋内給油取扱所の設置の許可の申請に係る審査</u> 6万6千円</p> <p>ウ <u>第1種販売取扱所の設置の許可の申請に係る審査</u></p>

2万6,000円

エ 第2種販売取扱所の設置  
の許可の申請に係る審査

3万3,000円

オ 移送取扱所の設置の許可  
の申請に係る審査 次に掲  
げる移送取扱所の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金  
額

(1) 危険物を移送するた  
めの配管の延長（当該配  
管の起点又は終点が2以  
上ある場合には、任意の  
起点から任意の終点まで  
の当該配管の延長のうち  
最大のもの。以下この項  
から6の項まで及び9の  
項において同じ。）が15  
キロメートル以下の移送  
取扱所（危険物を移送す  
るための配管に係る最大  
常用圧力が0.95メガパス  
カル以上のものであっ  
て、かつ、危険物を移送  
するための配管の延長が

2万6千円

エ 第2種販売取扱所の設置  
の許可の申請に係る審査

3万3千円

オ 移送取扱所の設置の許可  
の申請に係る審査 次に掲  
げる移送取扱所の区分に応  
じ、それぞれ次に定める金  
額

(1) 危険物を移送するた  
めの配管の延長（当該配  
管の起点又は終点が2以  
上ある場合には、任意の  
起点から任意の終点まで  
の当該配管の延長のうち  
最大のもの。以下この項  
から6の項まで及び9の  
項において同じ。）が15  
キロメートル以下の移送  
取扱所（危険物を移送す  
るための配管に係る最大  
常用圧力が0.95メガパス  
カル以上のものであっ  
て、かつ、危険物を移送  
するための配管の延長が

7キロメートル以上のものを除く。) 2万1,000円

(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7,000円

(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2,000円を加えた金額

カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応

7キロメートル以上のものを除く。) 2万千円

(2) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 8万7千円

(3) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 8万7千円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに2万2千円を加えた金額

カ 一般取扱所の設置の許可の申請に係る審査 次に掲げる一般取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		<u>じ、それぞれ次に定める金額</u> <u>(1) 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 3万9,000円</u> <u>(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 5万2,000円</u> <u>(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 6万6,000円</u> <u>(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 7万7,000円</u> <u>(5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万2,000円</u>			<u>(1) 指定数量の倍数が10以下の一般取扱所 3万9千円</u> <u>(2) 指定数量の倍数が10を超え50以下の一般取扱所 5万2千円</u> <u>(3) 指定数量の倍数が50を超え100以下の一般取扱所 6万6千円</u> <u>(4) 指定数量の倍数が100を超え200以下の一般取扱所 7万7千円</u> <u>(5) 指定数量の倍数が200を超える一般取扱所 9万2千円</u>
5 消防法第11条	1 消防法第11条	4の項の1の右欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額	5 消防法第11条	1 消防法第11条	4の項の1の下欄に掲げる製造所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額
第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事	第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		第1項後段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に関する事務	第1項後段の規定に基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	
	2 消防法第11条	4の項の2の右欄に掲げる		2 消防法第11条	4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外



務

第1項後段の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

貯蔵所の区分（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。）第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所）にあってはタンク本体及び地盤、海上タンク（規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所）にあってはタンク本体及び定置設備（規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。）（定置

所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査

タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）にあっては、屋外貯蔵タンクのタンク本体並びに基礎及び地盤（地中タンク（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下この項において「規則」という。）第4条第3項第4号に規定する地中タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所）にあってはタンク本体及び地盤、海上タンク（規則第3条第2項第1号に規定する海上タンクをいう。）に係る特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所）にあってはタンク本体及び定置設備（規則第4条第3項第6号の2に規定する定置設備をいう。）（定置設備の地盤を含む。））の変更以外の変更に係る変更

設備の地盤を含む。) ) の  
変更以外の変更に係る変更  
の許可の申請に係る審査の  
場合、岩盤タンクに係る屋  
外タンク貯蔵所にあつて  
は、岩盤タンクのタンク本  
体の変更以外の変更に係る  
変更の許可の申請に係る審  
査の場合、危険物の規制に  
関する政令等の一部を改正  
する政令（平成6年政令第  
214号。以下この項において  
「6年政令」という。）附  
則第7項に規定する旧基準  
の特定屋外タンク貯蔵所  
（以下この項において「旧  
基準の特定屋外タンク貯蔵  
所」という。）にあつて  
は、同項第1号及び第2号  
に掲げる旧基準の特定屋外  
タンク貯蔵所の区分に応  
じ、それぞれ同項第1号又  
は第2号に定める日（その  
日前に当該旧基準の特定屋  
外タンク貯蔵所の構造及び

の許可の申請に係る審査の  
場合、岩盤タンクに係る屋  
外タンク貯蔵所にあつて  
は、岩盤タンクのタンク本  
体の変更以外の変更に係る  
変更の許可の申請に係る審  
査の場合、危険物の規制に  
関する政令等の一部を改正  
する政令（平成6年政令第  
214号。以下この項において  
「6年政令」という。）附  
則第7項に規定する旧基準  
の特定屋外タンク貯蔵所  
（以下この項において「旧  
基準の特定屋外タンク貯蔵  
所」という。）にあつて  
は、同項第1号及び第2号  
に掲げる旧基準の特定屋外  
タンク貯蔵所の区分に応  
じ、それぞれ同項第1号又  
は第2号に定める日（その  
日前に当該旧基準の特定屋  
外タンク貯蔵所の構造及び  
設備が6年政令附則第2項  
第1号に規定する新基準

設備が6年政令附則第2項第1号に規定する新基準  
(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号

(以下この項において「6年新基準」という。)に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までに行われた変更の許可の申請(当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を6年新基準に適合させるためのものを除く。)に係る審査の場合又は危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号。以下この項において「11年政令」という。)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所(以下この項において「旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所」という。)にあっては、同項各号に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タン

	<p>に定める日（その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>		<p>ク貯蔵所の構造及び設備が11年政令附則第2項に規定する新基準（以下この項において「11年新基準」という。）に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日）までに行われた変更の許可の申請（当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を11年新基準に適合させるためのものを除く。）に係る審査の場合には、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分）に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更</p>	<p>4の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>	<p>3 消防法第11条第1項後段の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>

		の許可の申請に 対する審査					
6 消防法第11条 第5項及び危険 物の規制に関す る政令（昭和34 年政令第306 号）第8条第3 項の規定に基づ く危険物の製造 所、貯蔵所又は 取扱所の完成検 査に関する事務	1 消防法第11条	第5項の規定に 基づく製造所の 設置の許可に係 る完成審査	4の項の1の右欄に掲げる 製造所の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2 分の1に相当する金額	6 消防法第11条 第5項及び危険 物の規制に関す る政令（昭和34 年政令第306 号）第8条第3 項の規定に基づ く危険物の製造 所、貯蔵所又は 取扱所の完成検 査に関する事務	1 消防法第11条	第5項の規定に 基づく製造所の 設置の許可に係 る完成審査	4の項の1の下欄に掲げる 製造所の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2 分の1に相当する金額
	2 消防法第11条	第5項の規定に 基づく貯蔵所の 設置の許可に係 る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあっ ては、4の項の2のイに掲 げる屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ当該手 数料の金額の2分の1に相 当する金額 イ その他の貯蔵所にあっ ては、4の項の2の右欄に掲 げる貯蔵所の区分に応じ、 それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額		2 消防法第11条	第5項の規定に 基づく貯蔵所の 設置の許可に係 る完成検査	ア 屋外タンク貯蔵所にあっ ては、4の項の2のイに掲 げる屋外タンク貯蔵所の区 分に応じ、それぞれ当該手 数料の金額の2分の1に相 当する金額 イ その他の貯蔵所にあっ ては、4の項の2の下欄に掲 げる貯蔵所の区分に応じ、 それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額
	3 消防法第11条	第5項の規定に 基づく取扱所の 設置の許可に係 る完成審査	4の項の3の右欄に掲げる 取扱所の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の2 分の1に相当する金額		3 消防法第11条	第5項の規定に 基づく取扱所の 設置の許可に係 る完成審査	4の項の3の下欄に掲げる取 扱所の区分に応じ、それぞれ 当該手数料の金額の2分の1 に相当する金額
	4 消防法第11条	第5項の規定に	4の項の1の右欄に掲げる 製造所の区分に応じ、それ		4 消防法第11条	第5項の規定に 基づく製造所の 位置、構造又は	4の項の1の下欄に掲げる 製造所の区分に応じ、それ ぞれ当該手数料の金額の4 分の1に相当する金額

	<u>基づく製造所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	<u>ぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>			<u>設備の変更の許可に係る完成検査</u>	
	5 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	ア <u>屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u> イ <u>その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の右欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>			5 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	ア <u>屋外タンク貯蔵所にあつては、4の項の2のイに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u> イ <u>その他の貯蔵所にあつては、4の項の2の下欄に掲げる貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>
	6 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	<u>4の項の3の右欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>			6 <u>消防法第11条第5項の規定に基づく取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査</u>	<u>4の項の3の下欄に掲げる取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の1に相当する金額</u>
7 <u>消防法第11条第5項ただし書</u>	<u>消防法第11条第5項ただし書の</u>	<u>5,400円</u>		7 <u>消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく危険物の製造</u>	<u>消防法第11条第5項ただし書の規定に基づく製造所、貯蔵所又</u>	<u>5千400円</u>

<p>の規定に基づく 危険物の製造 所、貯蔵所又は 取扱所の仮使用 の承認に関する 事務</p>	<p>規定に基づく製 造所、貯蔵所又 は取扱所の仮使 用の承認の申請 に対する審査</p>		<p>所、貯蔵所又は 取扱所の仮使用 の承認に関する 事務</p>	<p>は取扱所の仮使 用の承認の申請 に対する審査</p>	
<p>8 消防法第11条 の2第1項及び 危険物の規制に 関する政令第8 条の2第7項の 規定に基づく危 険物の製造所、 貯蔵所又は取扱 所の完成検査前 検査に関する事 務</p>	<p>1 消防法第11条 の2第1項の規 定に基づく製造 所、貯蔵所又は 取扱所の設置の 許可に係る完成 検査前検査</p>	<p>ア 水張検査 次に掲げるタ ンクの区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以 下のタンク 6,000円 (2) 容量1万リットルを 超え100万リットル以下 のタンク 1万1,000円 (3) 容量100万リットル を超え200万リットル以 下のタンク 1万5,000 円 (4) 容量200万リットル を超えるタンク 1万 5,000円に100万リットル 又は100万リットルに満 たない端数を増すごとに 4,400円を加えた金額 イ 水圧検査 次に掲げるタ</p>	<p>8 消防法第11条 の2第1項及び 危険物の規制に 関する政令第8 条の2第7項の 規定に基づく危 険物の製造所、 貯蔵所又は取扱 所の完成検査前 検査に関する事 務</p>	<p>1 消防法第11条 の2第1項の規 定に基づく製造 所、貯蔵所又は 取扱所の設置の 許可に係る完成 検査前検査</p>	<p>ア 水張検査 次に掲げるタ ンクの区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) 容量1万リットル以 下のタンク 6千円 (2) 容量1万リットルを 超え百万リットル以下の タンク 1万千円 (3) 容量百万リットルを 超え2百万リットル以下 のタンク 1万5千円 (4) 容量2百万リットル を超えるタンク 1万5 千円に百万リットル又は 百万リットルに満たない 端数を増すごとに4千4 百円を加えた金額 イ 水圧検査 次に掲げるタ ンクの区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (1) 容量600リットル以</p>

ンクの区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 容量600リットル以下のタンク 6,000円

(2) 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万1,000円

(3) 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5,000円

(4) 容量2万リットルを超えるタンク 1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額

ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 42万円

下のタンク 6千円

(2) 容量600リットルを超え1万リットル以下のタンク 1万千円

(3) 容量1万リットルを超え2万リットル以下のタンク 1万5千円

(4) 容量2万リットルを超えるタンク 1万5千円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4千4百円を加えた金額

ウ 基礎・地盤検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 41万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満



(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 56万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 73万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 109万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 166万円

の特定屋外タンク貯蔵所 54万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 70万円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 92万円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 104万円

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 160万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 190万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 212万円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 53万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 68万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以

の特定屋外タンク貯蔵所 182万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 203万円

エ 溶接部検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 49万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 63万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 99万円

上5万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
103万円

(4) 危険物の貯蔵最大数  
量が5万キロリットル以  
上10万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
141万円

(5) 危険物の貯蔵最大数  
量が10万キロリットル以  
上20万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
178万円

(6) 危険物の貯蔵最大数  
量が20万キロリットル以  
上30万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
343万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
419万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以

(4) 危険物の貯蔵最大数  
量が5万キロリットル以  
上10万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
131万円

(5) 危険物の貯蔵最大数  
量が10万キロリットル以  
上20万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
172万円

(6) 危険物の貯蔵最大数  
量が20万キロリットル以  
上30万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
332万円

(7) 危険物の貯蔵最大数  
量が30万キロリットル以  
上40万キロリットル未満  
の特定屋外タンク貯蔵所  
406万円

(8) 危険物の貯蔵最大数  
量が40万キロリットル以  
上の特定屋外タンク貯蔵  
所 465万円

オ 岩盤タンク検査 次に掲

	<p><u>上の特定屋外タンク貯蔵所 480万円</u></p> <p>オ <u>岩盤タンク検査 次に掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 932万円</u></p> <p>(2) <u>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1,260万円</u></p> <p>(3) <u>危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1,730万円</u></p>		<p><u>げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</u></p> <p>(1) <u>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 910万円</u></p> <p>(2) <u>危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所 1240万円</u></p> <p>(3) <u>危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の屋外タンク貯蔵所 1700万円</u></p>
2 消防法第11条	<p>ア <u>水張検査 この項の1の</u></p> <p><u>アの掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</u></p> <p>イ <u>水圧検査 この項の1の</u></p> <p><u>イに掲げるタンクの区分に</u></p>	2 消防法第11条	<p>ア <u>水張検査 この項の1の</u></p> <p><u>アに掲げるタンクの区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</u></p> <p>イ <u>水圧検査 この項の1の</u></p> <p><u>イに掲げるタンクの区分に</u></p> <p>ウ <u>基礎・地盤検査 この項</u></p>
	<p><u>の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の</u></p>	<p><u>の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の</u></p> <p><u>変更の許可に係る完成検査前検査</u></p>	

	<p>変更の許可に係る完成検査前検査</p>	<p>応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の金額</p> <p>ウ 基礎・地盤検査 この項の1のウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>エ 溶接部検査 この項の1のエに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>オ 岩盤タンク検査 この項の1のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>			<p>の1のウに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>エ 溶接部検査 この項の1のエに掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>オ 岩盤タンク検査 この項の1のオに掲げる屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>
9	<p>消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p> <p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p>	<p>9 消防法第14条の3第1項及び第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する事務</p>	<p>消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査</p>	<p>ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上5千キロリットル未満の</p>

査に関する事務

- (1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 32万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 46万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 75万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 102万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 130万円

- 特定屋外タンク貯蔵所 31万円
- (2) 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 43万円
- (3) 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 72万円
- (4) 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 96万円
- (5) 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 121万円
- (6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満

(6) 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
315万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
387万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 446万円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 269万円

の特定屋外タンク貯蔵所  
295万円

(7) 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
362万円

(8) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 417万円

イ 岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 次に掲げる特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物の貯蔵最大数量が千キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所  
266万円

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満

(2) 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所 323万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 483万円

ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 7万円

(2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 7万円に危険物を

の特定屋外タンク貯蔵所 319万円

(3) 危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所 479万円

ウ 移送取扱所の保安に関する検査 次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下の移送取扱所 7万円

(2) 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超える移送取扱所 7万円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たな



移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに1万7,000円を加えた金額

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ左欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の右欄に掲げる金額は、当該右欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

い端数を増すごとに1万7千円を加えた金額

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。